

平成26年7月4日
消 防 庁

「有床診療所・病院火災対策報告書」の公表

消防庁では、平成25年10月11日（金）に福岡県福岡市において死者10名、負傷者5名が発生した有床診療所火災の教訓を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「有床診療所・病院火災対策検討部会」を開催し、有床診療所及び病院等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところであり、この度、報告書が取りまとめられたことから公表いたします。

【有床診療所及び病院等に対する主な火災対策】

1 ソフト面での対策

- ・「有床診療所等における火災時の対応指針」等を活用した実践的な訓練の実施や事業者による防火対策の自主チェック等を通じた防火管理体制の向上
- ・防火戸等の定期調査、検査報告制度の強化

2 ハード面での対策

- ・小規模な有床診療所・病院への消火器及び火災通報装置の設置義務化
- ・「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」における自動火災報知設備と火災通報装置の連動化
- ・3000㎡以上の有床診療所及び「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」へのスプリンクラー設備の設置義務化

【別添資料】

「有床診療所・病院火災対策報告書」の概要

※[報告書全文](#)については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。

<連絡先>

消防庁予防課設備係

担当：伊藤専門官、金子係長、北野事務官、久保田事務官

電話 03-5253-7523(直通)、FAX 03-5253-7533

有床診療所・病院火災対策報告書(平成26年7月)〈概要〉

1. 検討部会の目的及び検討体制

目的

平成25年10月11日に発生した福岡県福岡市における有床診療所火災の教訓を踏まえ、有床診療所・病院等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行うことを目的とする。

検討体制

部会長: 室崎益輝(ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長)

委員: 病院関係者、有床診療所関係者、自治体消防本部、学識経験者、関係省庁(国土交通省、厚生労働省)

2. 福岡市の有床診療所火災の概要

概要

発生日時: 平成25年10月11日 2時22分覚知
 建物名称: 安部整形外科
 用途: 診療所(消防法施行令別表第1(6)項イ)
 構造・階層: 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造
 地下1階地上4階建て
 延べ面積: 681.71㎡

死傷者

人的被害: 死者10名、負傷者5名

3. 有床診療所・病院等実態調査概要

調査対象: 病院、有床診療所

主な調査事項: 規模別スプリンクラー設置状況、消防訓練実施状況等

○ スプリンクラー設置状況(病院)

全体	12429	100㎡未満	100-200㎡	200-300㎡	300-500㎡	500-700㎡	700-1000㎡	1000-1500㎡	1500-3000㎡	3000-6000㎡	6000㎡以上
		94	188	202	311	281	435	970	3157	2856	3935
SP設置	7205	0	11	11	22	29	54	108	525	2597	3848

○ スプリンクラー設置状況(有床診療所)

全体	7744	100㎡未満	100-200㎡	200-300㎡	300-500㎡	500-700㎡	700-1000㎡	1000-1500㎡	1500-3000㎡	3000-6000㎡	6000㎡以上
		79	275	341	831	1078	1886	1888	1114	168	84
SP設置	416	1	11	8	22	21	32	47	80	116	78

調査結果の概要

○病院においては、12,429施設のうち、1,500～3,000㎡の施設が3,157施設で最も多く(25%)、スプリンクラー設置率は17%であり、病院全体での設置率は58%であった。また、法令で義務付けられている年2回以上の消火・避難訓練の実施率は70%であった。

○有床診療所においては、7,744施設のうち、1,000～1,500㎡の施設が1,888施設で最も多く(24%)、スプリンクラー設置率は2%であり、全体での設置率は5%であった。また、法令で義務付けられている年2回以上の消火・避難訓練の実施率は36%であった。

4. 今後の火災対策のあり方

(1) 福岡市有床診療所火災における課題

- ア 消防機関への通報について → 自動火災報知設備の鳴動後に、診療所からの通報がなされなかった。
- イ 従業員による初期対応について → 初期消火のための消火器及び屋内消火栓が用いられなかった。
- ウ 建築基準法令への適合について → 階段部分の防火区画(縦穴区画)を形成する防火戸が閉鎖せず、階段室等を経由して早期に煙が上階へ伝播した。また、本来煙感知式に改修されるべき防火戸が温度ヒューズ式のまま放置されていた。

(2) 火災対策に係る基本的な考え方

ソフト面(防火管理体制など)とハード面(建築構造や感知・通報・消火設備など)の対策を総合的に実施することが必要。

(3) ソフト面での対策

- ① 「有床診療所等における火災時の対応指針」等を活用した実践的な訓練の実施
- ② 防火対策の自主チェック等を通じた防火管理体制の向上
- ③ 防火戸等の定期調査、検査報告制度の強化

(4) ハード面での対策

- ① 小規模な有床診療所・病院への消火器及び火災通報装置の設置義務化
- ② 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」における自動火災報知設備と火災通報装置の連動化
- ③ 3000㎡以上の有床診療所及び「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」へスプリンクラー設備の設置義務化

(5) その他必要な対策

- ① 防火関係の法令に不適合な施設に対して早期改善
- ② 関係行政機関の情報共有、連携体制の構築

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

【基本的な考え方】

有床診療所については、病院と同様に3000㎡以上のものにスプリンクラー設備を設置することを義務付ける。また病院及び有床診療所のうち「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については面積にかかわらずスプリンクラー設備を義務付ける。

【避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院】

下記のいずれにも該当しない有床診療所・病院

- ア 患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの(産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・肛門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科)
- イ 延焼を抑制する構造を持つもの
- ウ 夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)がある病院
- エ 精神病床、感染病床、結核病床のみの病院
- オ 3床以下であるなど入院実態がほとんどない有床診療所

5. 地域医療を担う有床診療所・病院への配慮について

有床診療所及び病院が地域医療において重要な役割を果たしていること、今回の火災を踏まえ、有床診療所及び病院の火災安全性を高め、患者が安心して利用できるようにすべきこと及び厳しい経営環境を踏まえ、消防用設備等の基準の強化にあたっては最大限の配慮をすべきである。